

ノンリコース債務免除益の所得分類

—東京地判平成 27 年 5 月 21 日裁判所 HP—

藤 間 大 順*

目次

要約

1. 事案の概要
2. 裁判所の判断
3. 検討

要約

本稿は、航空機リースに係るノンリコース債務の債務免除益につき、雑所得ではなく一時所得に該当するとした東京地裁平成 27 年 5 月 21 日判決の判例研究である。

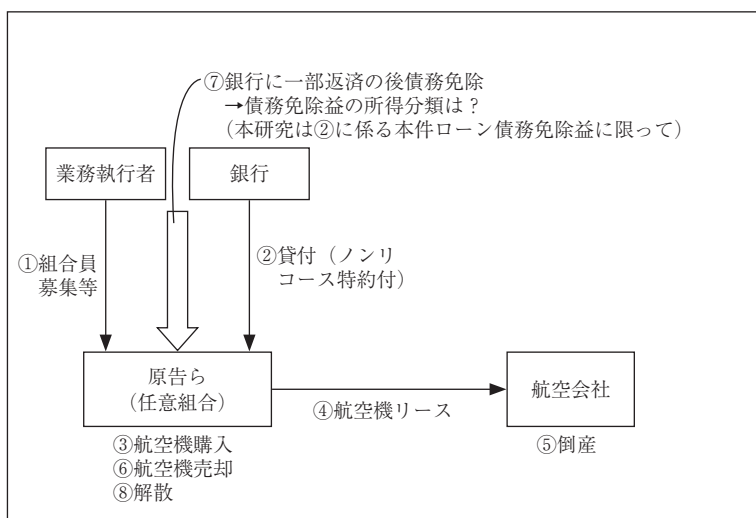
当該判決は、①組合課税を用いた節税商品（航空機リース）という近年争われることが多い問題について争われたこと、②ノンリコース債務免除益という従来日本で争われた事案が存在しない課税問題について争われたこと、③一時所得と雑所得の区別という、直前に出された馬券事件上告審判決と同じ論点で争われたこと等の特徴から、判決が出される以前より（国税不服審判所裁決の段階から）多くの学説が提示された。

本研究においては、まず、本件の検討対象を明らかにするため、本件の背景とな

* 日本学術振興会特別研究員（DC1・公法学）、青山学院大学大学院法学研究科博士後期課程

る諸問題（組合課税、ノンリコース債務、債務免除益課税）について概観した。次に、本件で争いとなった所得分類について、判決で争われた一時所得または雑所得該当性という論点に加え、学説で提唱された譲渡所得該当性および不動産所得該当性について検討を行った。譲渡所得該当性については、米国の税制との整合性および日本の税法における私法関係準拠主義の観点から批判を行った。米国の税制においてノンリコース債務免除益は資産の譲渡益と区分されている点、日本の税法における私法関係準拠主義の観点からは本件ローン債務免除益を航空機の譲渡対価に含めることはできない点を指摘した。多くの論者が支持する不動産所得該当性については、経費補填説と借入原因説に分類し検討した。経費補填説については、本件ローン債務免除益は経費を補填する性格のものではない点を指摘した。借入原因説については、仮に主張されていれば妥当とされる可能性があった旨を述べた。最後に、一時所得または雑所得該当性については、本判決が用いた馬券事件上告審判決の規範との整合性という観点から検討した。本判決の検討構造は、馬券事件上告審判決が示した規範を素直に当てはめたものであり、結論として概ね妥当であると論じている。

1. 事案の概要



原告らは、航空機リース事業を行うことを目的として、業務執行者の募集により平成10年に結成された任意組合（以下「本件組合」という）の組合員である。原告らは自らの出資金および銀行からの借入金（以下「本件借入金」という）を元手に航空機を購入し、それを航空会社にリースする事業を行っていた。なお、本件借入金については、返済原資を原則として航空機等の本件組合の組合財産のみに限定し、原告らの個人財産を返済の原資としない旨特約されていた（以下「ノン・リコース条項」という）が、組合財産を超過する借入金の額について免除する旨の条項等は設けられていなかった。

平成13年、航空会社が倒産したため、原告らは他の航空会社に航空機をリースして事業を継続していたが、本件借入金残高約2,117万ドルの返済および業務執行者への手数料の支払いが困難となった。そこで原告らは、平成19年、航空機を1,700万ドルで売却し本件借入金のうち1,400万ドルを返済した後、本件借入金残高約717万ドルおよび業務執行者への手数料債務約23万ドルの免除を受け、組合を解散した。原告らは、平成19年の所得税の申告上、航空機の譲渡収入1,700万ドルのうち自らの持分相当額を長期譲渡所得（所得税法（以下「法」という）33条3項2号）の総収入金額に、借入金債務の免除益約717万ドル（以下「本件ローン債務免除益」という）および手数料債務の免除益約23万ドルのうち自らの持分相当額を一時所得（法34条）の総収入金額に算入するなどして申告したが、課税庁はいずれの債務免除益も雑所得（法35条）に該当するとして更正処分等を下した。そこで、原告らは不服申立ての後処分の取消しを求め国を被告として出訴した。

本件の争点は、本件ローン債務免除益および手数料債務の免除益の所得分類であるが、この判例研究においては本件ローン債務免除益の所得分類に絞って検討を行う。

2. 裁判所の判断

本件ローン債務免除益を一時所得と認定し、原告の請求を認容した。

「本件ローン債務免除益の所得区分については、一時所得に該当するか否か、具体的には、除外要件を充足することを前提として、非継続要件（営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること）及び非対価要件（労務そ

の他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること）を充足するか否かが問題となる」。「営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、当該行為ないし所得の性質を踏まえた上で、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁（中略）平成27年3月10日第三小法廷判決（中略）参照）」。

非継続要件については、「本件ローン債務免除益は、飽くまで本件ローン債務免除行為によって発生したものであって、本件航空機の賃貸自体から発生したものではない」こと、「本件ローン債務免除行為は、必ずしもノン・リコース条項を前提とした法律関係を反映したものというわけではなく、本件ローン債務免除益は、本件組合事業において、本件ローン契約やノン・リコース条項に基づいて当然に発生したものではなかった」こと、「ノン・リコース条項が問題となるということ自体が、事業終了時点で本件借入金为本件組合の組合財産を上回るなどの限定的な場合に発生する可能性があるものにすぎなかった」こと、「実際、本件ローン債務免除行為は、本件組合事業において、1回限り行われたものであり、これによる本件ローン債務免除益も1回限り発生したものである」こと等の事実関係「によれば、本件ローン債務免除益は、本件組合が行っていた営利を目的とする継続的行為である本件航空機の賃貸自体によって発生したものではなく、また、本件組合事業の終了に伴って当然に発生したものでも、発生が予定されていたものでもなく、本件融資銀行の判断により、一時的、偶発的に発生したものと認めるのが相当であるから、営利を目的とした継続的行為から生じた所得以外の一時の所得に該当するものというべきである」。被告（国）は、ノン・リコース条項の存在により債務免除が本件組合事業の遂行上予定されていた旨主張したが、「本件ローン債務免除益は、本件組合事業や本件ローン契約において当然に発生したものでも、発生が予定されていたものでもなく、1回限りのものとして、偶発的に発生したものと認めるのが相当」である。

次に、非対価要件については、「そもそも、原告らは、本件ローン債務免除益の発生原因である本件ローン債務免除行為を行った本件融資銀行に対し、その対価となるような具体的な労務その他の役務を提供したと認めることはできない」。被告は、「ノン・リコース条項が設けられた本件ローン契約の締結や原告らを含む本件

各組合員による本件ローン契約上の義務の履行と、本件ローン債務免除益の発生との間に一定の関連性がある」と主張したが、一時所得に非対価要件が設けられている趣旨（担税力）から言って、対価性があると言うには「当該所得と一定の関係がある事実が存在するというだけでは足りず、少なくとも当該所得が偶発的に発生したものであるといえるような関係にある事実が存在することが必要」であり、本件においてはこのような事実は認められない。

3. 検討

(1) 本判決の意義および本研究の概要

本件は、いわゆる航空機リース事件¹⁾で争われた航空機リース事業に係る所得の所得分類について、ノンリコース債務免除益の所得分類という形で再び争われた事案である。本件については、国税不服審判所の裁決²⁾の時点から評釈が出されるなど、大きな注目を集めた。注目の背景には、航空機リースといういわば古典的な節税商品に係る課税問題が再び大きく取り上げられたこと、ノンリコース債務免除益という日本で従来争われた事案が存在しない課税問題について争われたことおよび一時所得と雑所得の区別という直前に出された馬券事件上告審判決³⁾と同じ論点で争われたことが関連しているように考えられる。

以下の検討においては、まず、(2)において、本件の検討の基礎となる法律関係について整理する。次に、(3)において、本件で主たる争点となった本件ローン債務免除益の所得分類について検討する。所得分類の検討に当たっては、本件で争われている一時所得または雑所得該当性という点に加え、その後評釈で指摘された譲渡所得該当性および不動産所得該当性という点についても検討を行う。一時所得および雑所得については、それぞれそれら以外の8種類の所得ではないという要件（除外要件）が付されていることから、まず譲渡所得該当性および不動産所得該当性について検討した後、それらについての検討を行う。

1) 名古屋高判平成17年10月27日税資255号順号10180。

2) 国税不服審判所裁決平成24年3月21日裁決事例集86号163頁。

3) 最判平成27年3月10日刑集69巻2号434頁。

(2) 法律関係の整理

①組合課税および組合を用いたタックス・シェルター⁴⁾

本件は、原告らが結成した任意組合に係る課税関係が争われた事案である。そのため、組合課税の問題が争われた一事例とすることができる。

「組合課税」といった場合の組合とは、民法上の組合契約により結成される任意組合のほか（民法667条）、商法に定める匿名組合（商法535条）、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合法3条1項）などのことを指す⁵⁾。組合は組合員の集合体であり、事業を行うために用いられた（事業体である）場合には法人と類似する性質を有するとも考えられる⁶⁾。しかし、組合はあくまで組合員間の契約関係であるからそれ自体では権利能力を有さず、その財産は組合員の共有とされるほか（民法668条）、組合の事業で獲得した損益は組合員に一定の割合で分配され（民法674条）、組合が負った債務は組合員が責任を負う（民法675条）。そのため、税法上も、組合が得た収入および支出は組合に帰属するものとはされず⁷⁾、組合員に分配（配賦）⁸⁾ され課税される（パス・スルー課税）⁹⁾。

任意組合の課税関係について問題となった初期の判例として、りんご生産組合事件上告審判決¹⁰⁾ が挙げられる¹¹⁾。同判決においては、任意組合が組合員（個人）

4) ①の検討は三木義一＝関根稔＝山名隆男＝占部裕典『実務家のための税務相談〔民法編〕〔第2版〕』（有斐閣、2006年）213～222頁〔関根稔執筆部分〕に依るところが大きい。

5) 一般的に「組合」と言う協同組合等（法人税法2条7号）については、その準拠法において法人とされており（例えば、水産業協同組合法5条）、税法上も法人として取り扱う。

6) 「法人と組合を区別する必然性はない」（内田貴『民法I〔総則・物権総論〕〔第4版〕』（東京大学出版会、2013年）219頁）とする見解もある。

7) 一方で、同様に権利能力を有さない人格のない社団等（法2条1項8号、法人税法2条8号）については、税法上法人とみなされる（法4条、法人税法3条）。人格のない社団（権利能力のない社団）の意義については、最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁参照。所得税基本通達2-5も参照。

8) 両用語の違いについては、高橋祐介『アメリカ・パートナーシップ所得課税の構造と問題』（清文社、2008年）13頁（注6）参照。

9) りんご生産組合事件控訴審判決（仙台高判平成11年10月27日訟月46巻9号3700頁）参照。所得税基本通達36・37共-19ないし20、法人税基本通達14-1-1ないし3も参照。

10) 最判平成13年7月13日訟月48巻7号1831頁。

の労務の提供に対して支払った金員につき、事業所得ではなく給与所得に該当する旨が判示されているが、組合損益は組合員に帰属した段階で課税されることが前提となっている。

平成 15 年頃より、パス・スルー課税の取扱いを利用した課税逃れ商品（タックス・シェルター）の課税問題について訴訟で争われることが多くなった。このようなタックス・シェルターは、一般的に、組合を結成した後、組合員の出資金および借入金を用いて資産を購入し、その資産を第三者にリースした上で、リース料をもって借入金を返済する形式を用いる。このような形式を用いることで、借入金の利子およびリース資産の減価償却費を組合員の所得計算上控除することが可能となり、大きな節税効果を生み出す¹²⁾。

組合課税の仕組みを用いたタックス・シェルターについての判例として代表的なものはパラツィーナ事件上告審判決¹³⁾であり、原告（法人）が任意組合を通して行った映画フィルムのリースにつき、当該映画フィルムは原告の減価償却資産（法人税法（以下「税法」という）31 条 1 項）に当たらないとして減価償却費の損金算入が否定されている。この他、本件と同様のスキームで行った航空機リースにつき¹⁴⁾、リース料収入が不動産所得に当たり、減価償却費により生じた損失を他の所得と損益通算（法 69 条）できるとした裁判例¹⁵⁾、船舶リースのリース料収入につき、航空機リースの事案と同じく不動産所得に該当するとして損益通算を肯定した裁判例¹⁶⁾がある¹⁷⁾。

11) 組合課税について問題になった事案としては、りんご生産組合事件およびタックス・シェルターの問題として挙げるもののほか、名古屋高判昭和 61 年 7 月 16 日税資 153 号 119 頁、福岡地判平成 11 年 1 月 26 日税資 240 号 222 頁、東京高判平成 23 年 6 月 29 日税資 261 号順号 11705、東京高判平成 23 年 8 月 4 日税資 261 号順号 11728 参照。

12) 岡村忠生「タックス・シェルターの構造とその規制」法学論叢 136 巻 4・5・6 号（1994 年）274～294 頁参照。

13) 最判平成 18 年 1 月 24 日民集 60 巻 1 号 252 頁。

14) なお、業務執行者も本件と同一である。

15) 前掲注（1）に同じ。

16) 名古屋高判平成 19 年 3 月 8 日税資 257 号順号 10647。

17) これらの判例および裁判例の検討にあたっては、課税庁からの主張として、「私法上の法律構成による否認」という税法上の契約解釈の方法が展開されていたことに注意する必要がある。このような方法論およびそれに対して提示された反対論については、パラツィーナ事件上告審判決の調査官解説である谷口豊「判解」最高裁判所判例解説集民

上記のような、組合課税の仕組みを用いたタックス・シェルターによる節税という論点については、平成19年度税制改正により租税特別措置法において立法上の手当てがなされ、現在ではこのような形で節税を行うことは難しくなっている¹⁸⁾。しかし、この問題から派生した論点について、近年2つの判例が出された。匿名組合通達改正事件は、匿名組合からの分配金の所得分類を定めた通達（所得税基本通達（以下「所基通」という）36・37共-21）が平成17年12月に改正された後、平成15年から17年分の所得税について改正後の通達と同じ解釈に基づいて税務署長が下した更正処分が信義則に違反するか等の論点が争われた事案である。同事件の納税者が出資していた匿名組合は航空機リース事業を行っており、改正以前の通達によれば納税者が得た分配金は不動産所得に該当し、損失の損益通算が可能であったが、改正以後の通達の解釈では雑所得に該当し、損益通算が行えない。同事件上告審判決¹⁹⁾では、納税者の所得が雑所得に当たるとする課税庁の見解は覆されなかったものの、納税者の申告に付き「正当な理由」（国税通則法65条4項）があるとして過少申告加算税については処分が取り消された。また、デラウェアLPS事件は、不動産の賃貸業を行う米国デラウェア州のLPS²⁰⁾に出資した納税者が、当該賃貸業に伴う損失の額を損益通算できるかが争われた事案である。同事件上告審判決²¹⁾では、当該LPSが権利義務の帰属主体として外国法人（法2条1項7号）に該当するとして、パス・スルー課税が否定され、損益通算ができないという判示が下されている。

以上のように、組合課税という領域では、近年、タックス・シェルターとの関連で多くの判決が下されている。本件においても、原告らが結成した任意組合は不動産所得の計算上生じた損失の損益通算による節税を目的として結成されたものと考

事篇 平成18年度（上）（2009年）173～179頁参照。なお、いずれの事案においても、確定した判決においては、納税者の請求が認容されたか否かに関わらず、「私法上の法律構成による否認」という方法論は取られていない。

18) 租税特別措置法41条の4の2、67条の12参照。

19) 最判平成27年6月12日民集69巻4号1121頁。

20) リミテッド・パートナーシップ。日本における類似した契約関係として投資事業有限責任組合が存在するが、前述した通り日本における当該組合はパス・スルー課税とされる。

21) 最判平成27年7月17日民集69巻5号1253頁。

えられる。

②ノンリコース債務

本件において、原告らは銀行と金銭消費貸借契約（民法 587 条）を結び、航空機購入のための資金を借り入れている。従って、債務免除（民法 519 条）により本件借入金が消滅する時点まで、原告らには借入金を返済する義務（債務）が生じていることになる。

民事法上、債権には執行力があり、その内容の一部として、債務者のどの財産からでも債権者が給付を受けることができるという拘束力があると解されている²²⁾（民法 414 条）。差し押さえることのできない一部の財産（民事執行法 131, 132, 152, 153 条など）を除いた債務者の全財産（一般財産）をもって、債権者は債権に対する給付を受けることができる。従って、通常、債務者の一般財産は責任財産（強制執行の対象となる財産）と一致する。一般的にこのことを、債務者は債務につき人的責任を負う、という。

しかし、一定の場合において、拘束力を制限し、「債権者と債務者の間で、予め、債務者が有する財産のうち、一定の財産に限って、強制執行をすることができると取決めをすることがある」²³⁾。このような取決めに責任財産限定特約という。責任財産限定特約は、執行内容を制限する債権者に不利な取決めであるが、このような取決めは執行契約として一般的に有効であると解されている²⁴⁾。そして、このような取決めを定めた上で金銭の貸借を行う契約である責任財産限定特約付金銭消費貸借契約のことを、一般的にノンリコースローン契約と呼称する²⁵⁾。ノンリコー

22) 中田裕康『債権総論 [第 3 版]』（岩波書店，2014 年）62～63 頁参照。

23) 山田誠一「責任財産限定特約」ジュリスト 1217 号（2002 年）47 頁。

24) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（青林書院，2016 年）65, 69～74 頁参照。

25) もっとも、「ノンリコース（遡及しない）」という意味は実質的に借入金を運用する者の一般財産に責任が遡及しないという意味であり、これは直接の債務者の責任財産を限定する特約がある場合に限られないようにも考えられる。ノンリコースローンを用いた資産の証券化にあたり、債権者と実質的な債務者の間に別法人を経由させることがある（神田秀樹＝神作裕之＝みずほフィナンシャルグループ『金融法講義』（岩波書店，2013 年）446 頁 [大類勇司執筆部分] 参照）。しかし、本件の検討においては基本的には同義と解して問題はないため、以後同義であると解する。

スローン契約において、債務者は人的ではなく物的に、責任財産の範囲でのみ債務について責任を負う。株式会社において、株主が出資する義務のみを負い、会社が負った債務について責任を負わないことと類似的である（会社法104条）。

本件は、責任財産を組合財産に限定する特約付きの金銭消費貸借契約を組合員である原告らが結んだ後、その債務について受けた債務免除益の所得分類が争われた事案である。

③債務免除益課税

本件において、原告らは、銀行が行った債務免除により経済的な利益（法36条1項および2項）を得たものとされている。債務免除等により受ける経済的な利益のことを、債務免除益と総称する。

債務免除益を課税対象と見るに当たっては、主に2つの理論的根拠が成り立ちうる²⁶⁾。1つ目の根拠は、債務の返済を免れたことそれ自体により、支払わなければならなかったはずの（債務により相殺されていた）現金その他の資産が利用可能になり、純資産が増加したと考えられることを利益と見る考え方（純資産アプローチ）である²⁷⁾。2つ目の根拠は、債務の発生時に債務を負うことと引換えに何らかの利益を受けて、債務の消滅時に実質的な弁済を行っていない場合には、債務の発生および消滅を経て純資産が増加していることをもって利益と見る考え方（借入金アプローチ）である²⁸⁾。

ノンリコース債務の免除の場面においては、「支払わなければならなかったはず

26) 2つの理論を含め、米国の理論を整理した先行研究として、高橋祐介「損害賠償なんて踏み倒せ！—債務の消滅をめぐる課税関係に関する一考察—」立命館法学352号（2013年）242～251頁参照。

27) 純資産アプローチを明示的に取る考え方として、木山泰嗣「判批」青山ビジネスロー・レビュー5巻2号（2016年）75～76頁参照。また、明示的ではないものの、債務免除益に係る課税関係の検討にあたり債務の消滅時点について検討している文献として、鳥飼貴司「債務免除（債権放棄）と課税—民法学理論に整合する税法解釈とは何か—」鹿児島大学法学論集47巻2号（2013年）196～204頁参照。

28) 借入金アプローチを明示的に取る考え方として、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）」ジュリスト1315号（2006年）192～199頁、同「同（下）」ジュリスト1317号（2006年）268～273頁参照。

の現金その他の資産」は責任財産の価額であるから、純資産アプローチにおいて課税対象となる債務免除益の額は責任財産の価額から実際に弁済をした金額を控除した残額に限られることとなる。責任財産を超過した金額については、そもそも支払わなくても責任を負わなかったのであるから、その額分の債務が消滅したとしても、利益を得たとは考えられない。一方、借入金アプローチにおいては、債務の発生時に債務額と同額の現金を得ていれば、責任を負っていたか否かによらず、受益があったものとして債務全額から弁済をした金額を控除した残額（つまり実際に免除を受けた金額）が課税対象となる。本件においては、本件ローン債務免除益が全額課税対象となることを前提として所得分類が争われていることから、借入金アプローチの見方をもって検討することが整合的であると考えられる²⁹⁾。従って、(3)においても、本件ローン債務免除益は債務免除それ自体によってのみ生じるのではなく、本件借入金を原告らが得て、その後その返済義務が弁済なしで消滅したことによって生じたものと解して検討を行う。

(3) 本件ローン債務免除益の所得分類についての検討

①所得分類の概要

(2) で述べた法律関係を前提として、以下では本件で争点となった所得分類の検討に移る。具体的な所得分類の検討に先立ち、所得分類についての基礎的な考え方を整理する。

所得税法上、納税者が得た所得は 10 種類に分類される（法 23 条ないし 35 条）。

29) なお、債務免除益課税につき、どのような場合にも日本の所得税法が借入金アプローチの考え方を前提としているとは考えにくい。特に、資力喪失者が得た債務免除益が非課税となっていることは（法 44 条の 2。平成 26 年度税制改正以前の旧所基通 36-17 も参照）、借入金アプローチではなくむしろ純資産アプローチと親和的である。旧所基通 36-17 については、大阪地判平成 24 年 2 月 28 日税資 262 号順号 11893、最判平成 27 年 10 月 8 日判タ 1419 号 72 頁（およびその第一審判決である岡山地判平成 25 年 3 月 27 日税資 263 号順号 12184）参照。また、実務上も、債務免除益が経済的利益に該当する旨の解釈を示した所基通 36-15(5) が「買掛金その他の債務」として債務の発生原因を特に限っておらず、純資産アプローチを取っているとも考えられる。

筆者自身としては、純資産アプローチおよび借入金アプローチのいずれとも異なった考えを持っており、債務免除益は債務の所得計算上の考慮および弁済無しでの消滅で生じるものと考えているが、この点については別稿を期すこととしたい。

所得分類に応じて異なった計算方法により所得額が算定されるが、これは得られた所得の種類に応じて異なる質的担税力に応じたものとされている³⁰⁾。質的担税力は、まず、その所得が資産性所得、資産勤労結合性所得または勤労性所得のいずれに該当するかにより異なり、資産性、資産勤労結合性、勤労性の順に担税力が高いものとされる。また、回帰性所得と非回帰性所得の別によってもその質的担税力は異なり、回帰性のあるものの方が担税力が高い。本研究において検討対象とする譲渡所得は回帰性のない資産性所得であり、不動産所得は回帰性のある資産性所得である。一時所得および雑所得はその性質は明らかではないが、一時所得は回帰性のないもの、雑所得は回帰性のあるものとして区別される。

所得分類とは、担税力という経済的な事象を考慮するための概念であるから、制定法上一定の判断枠組が示されているものを除き³¹⁾、その該当性は法的な形式のみによらず所得の実際の稼得形態を考慮すべきである。このことは、「経済的、実質的には、所有権の機能の一部を譲渡した対価としての性質をもつ」場合には借家権に対する権利金が不動産所得ではなく譲渡所得に該当するとしたサンヨウメリヤス事件上告審判決³²⁾、「顧問業務の具体的態様に応じて、その法的性格を判断しなければならない」として弁護士が得た顧問料報酬を給与所得ではなく事業所得と認定した弁護士顧問料事件上告審判決³³⁾、「退職所得にあたるかどうかについては、その名称にかかわらず、退職金の意義について規定した前記法（筆者注：所得税法）30条1項の規定の文理及び右に述べた退職所得に対する優遇課税についての立法趣旨に照らし、これを決するのが相当」として勤続満5年ごとに支払われる「退職金」名義の金員を退職所得ではなく給与所得と認定した5年退職金事件上告審判決³⁴⁾、「支払の原因となった法律関係についての組合及び組合員の意思ないし認識、当該労務の提供や支払の具体的態様等を考察して客観的、実質的に判断すべき」として任意組合の組合員が得た労務費を事業所得ではなく給与所得と認定した

30) 北野弘久編『現代税法講義 [5訂版]』（法律文化社、2009年）49～50頁〔三木義一＝奥谷健執筆部分〕参照。

31) 例えば、「配当」という借用概念を採用している配当所得（法24条）など。鈴や金融株式会社事件上告審判決（最判昭和35年10月7日民集14巻12号2420頁）参照。

32) 最判昭和45年10月23日民集24巻11号1617頁。

33) 最判昭和56年4月24日民集35巻3号672頁。

34) 最判昭和58年9月9日民集37巻7号962頁。

りんご生産組合事件上告審判決³⁵⁾などによって判例理論上も承認されている。本件が引用した馬券事件上告審判決³⁶⁾も、同様の趣旨に立つものとされる³⁷⁾。

②譲渡所得該当性の検討—ノンリコース債務免除によって債務免除益は生じるのか？

田島氏は、本件ローン債務免除益がリース収入の低下およびリース資産売却収入の低迷により発生したことから、その所得分類は不動産所得および譲渡所得に区分すべきであるとする³⁸⁾。不動産所得該当性については③で論じることとし、ここでは、譲渡所得該当性に絞って議論を行うこととする。

譲渡所得とは、「資産の譲渡…による所得」（法33条1項）である。譲渡所得に対する課税とは、「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益」に対し、「その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のもの」とされている³⁹⁾。従って、法33条1項にいう「『資産の譲渡』とは、有償無償を問わず資産を移転させる一切の行為をいうものと解すべき」であり、資産の譲渡と引換えに債務の消滅という経済的利益を受けた場合も、これに含まれる⁴⁰⁾。ノンリコース債務免除益が譲渡所得に該当するためには、責任財産の譲渡と債務免除を課税上一体の行為と考え、債務免除益を資産の譲渡対価に含める（実質的には資産をもって代物弁済が行われている、疑似的な債務免除益と認定する）必要がある。このような法律構成については、米国税法との比較法的観点および私法関係準拠主義の観点から批判が可能である。

まず、米国においては、Tufts 判決⁴¹⁾の判示を前提として、ノンリコース債務免除の場面においてノンリコース債務の残額が責任財産の価額を超過している場合、

35) 前掲注(10)に同じ。

36) 前掲注(3)に同じ。

37) 楡井英夫「判解」法曹時報68巻2号(2016年)274, 279～280頁参照。

38) 田島秀則「批判」月刊税務事例48巻5号(2016年)16～18頁参照。

39) 榎本家事件上告審判決(最判昭和47年12月26日民集26巻10号2083頁)。

40) 名古屋医師財産分与事件上告審判決(最判昭和50年5月27日民集29巻5号641頁)。

41) 461 U.S. 300 (1982). Tufts 判決およびその前提となる Crane 判決(331 U.S. 1 (1947))については、岡村忠生「事業取引における債務の移転について」金子宏＝中里実＝J. マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』(有斐閣, 2014年)374～378頁参照。Crane 判決については、川田剛＝ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所編著『ケースブック 海外重要租税判例』(財経詳報社, 2010年)111～115頁も参照。

超過額を債務免除益と考え、責任財産の譲渡対価と区分するものとしている（財務省規則 § 1.1001-2(a)(2)）。ノンリコース債務免除益の額については、事業再生税制の適用も可能である（内国歳入法典 § 108(d)(1)(B)）。責任財産を限定した金銭の貸借という同様の取引について、共に包括的所得概念を採用する日米で取扱いを異なることとする理由は特段考えられない。

また、仮に米国の税制と日本の税制を整合的に解する必然性はないとしても、日本の税法学における私法関係準拠主義の考え方と譲渡所得該当説は整合しない。私法関係準拠主義とは、「私法上の行為に基づいて現実には発生している経済的成果を、私法上の法律関係によって把握する、という税法の根本規律ないし構造的規律」⁴²⁾を指す。本件ローン債務免除益の一部を経済的実質としては航空機の低額での売却に伴って発生したものと考えたとしても、航空機の売買と借入金の免除という別個の私法上の行為を同一の経済的効果を生じたものとして捉えることは、租税法律主義（憲法 30、84 条）が要請する法的安定性の観点から許されないものである。

以上の検討により、ノンリコース債務の免除の場面においては、責任財産の譲渡対価とは別個の（疑似的ではない、真の）債務免除益が生じていることが明らかとなった⁴³⁾。それでは、本件におけるこのような債務免除益はどの所得分類に該当すると考えるべきだろうか。

42) 谷口勢津夫『税法基本講義 [第5版]』（弘文堂、2016年）55頁。北野教授は、「租税構成要件事実ないしは税法的事実は、多くの場合、単なる『裸の事実』ではなく、最小限度二段階の法的評価を伴った『法的事実』（legal facts）である」（北野弘久『税法学原論 [第6版]』（青林書院、2007年）224頁）旨述べる。また、金子名誉教授は、「租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきである」（金子宏『租税法 [第21版]』（弘文堂、2016年）121頁）旨述べる。なお、私法関係準拠主義を批判的に論じる文献として、吉村典久「納税者の真意に基づく課税の指向」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2008年）220～246頁参照。もっとも、吉村教授は経済的事実に着目して課税が行われる場合もある旨を述べているのであり、私法上の事実関係を無視して課税関係を決定すべきであると述べている訳では必ずしもない点に注意。

43) このような検討は、本件については当然のものとも考えるかもしれない。しかし、ノンリコースローンの消滅にあたり責任財産を債権者に直接引き渡した（本件で例えるならば、銀行に対して航空機による代物弁済をした後債務免除を受けた）場合についてもこのような考え方が妥当する点は非常に重要である。

③不動産所得該当性の検討—経費の補填か、借入れの原因か

本件ローン債務免除益については、当事者は主張していないものの（なお、手数料債務の免除益については被告が不動産所得該当性を主張している点に注意）、不動産所得に該当するという説も存在する。

不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶または航空機（不動産等）の貸付けによる所得である（法 26 条 1 項）。資産性所得の性質を有するとされており、勤労に対する対価の性質が含まれていない（含まれていたとしても付随的なものである）点に特徴があるとされる⁴⁴⁾。「貸付け」の意義については、①で論じたように所得分類は所得の実際の稼得形態により判断されるべきである以上、民法上の賃貸借契約（民法 601 条）が締結された場合に限るべきではない。しかし、不動産等を貸し付ける（使用収益させる）実質を有するという点において、賃貸借契約の存在が中心となり、このほか不動産等について使用収益権が移転する行為（地上権の設定（民法 265 条）など）を含むものと解すべきである⁴⁵⁾。

本件ローン債務免除益の不動産所得該当性については、若木氏、福田氏および小塚准教授が論じている。まず、若木氏は、所得税法施行令（以下「令」という）94 条 1 項にいう「収入金額に代わる性質を有するもの」を広く解し、不動産所得のマイナスを補填する性格のものは全てこれに含まれると解すべきであるという立場から、不動産貸付業務の清算に係る債務免除益もこれに含まれ、本件ローン債務免除益はこれに該当すると論じている⁴⁶⁾。また、福田氏は、本件ローン債務免除益は不動産等の貸付けと関連する収入として法 26 条 1 項にいう「貸付けによる所得」に該当し、同 2 項にいう「総収入金額」に算入される可能性があったとしている⁴⁷⁾。小塚准教授は、本件の国税不服審判所裁決の評釈において、本件ローン債務免除益

44) 北野編・前掲注 (30) 53 頁〔三木義一＝奥谷健執筆部分〕、金子・前掲注 (42) 221 頁、佐藤英明『スタンダード所得税法 [第 2 版]』（弘文堂、2016 年）208～209 頁参照。所得税基本通達 26-1, 3, 4, 8, 9 および 27-2, 3 も参照。

45) 名古屋地判平成 17 年 3 月 3 日税資 255 号順号 9949 参照。

46) 若木裕「ノンリコースローンを巡る課税上の諸問題について—債務免除益課税を中心に—」税大論叢 77 号（2013 年）189～224 頁参照。この他、若木氏は、不動産所得の計算規定（法 26 条 2 項）の解釈からも同様の結論が導かれうるとする。

47) 福田善行「不動産所得の範囲について—『貸付けによる所得』の意義—」税大論叢 81 号（2015 年）296～300 頁参照。

は「不動産所得に係る必要経費算入額の取戻しと見るべきものである」⁴⁸⁾り、不動産所得に該当すると論じている。小塚准教授は、後年の講演の中で、債務免除が行われる前から銀行の損失は決定されており、債務免除は新たな経済的利益を債務者に与える効果を持たず、単に原告が負った航空機の減価等の損失の額が顕在化しそれが補填されたに過ぎないことを数値を用いて実証した上で、本件ローン債務免除益は不動産所得に該当する旨を再び主張している⁴⁹⁾。

不動産所得該当説のうち若木氏および小塚准教授の立場は、要約すれば、本件ローン債務免除益は経済的実質としては過年度の不動産所得の計算上必要経費に算入した減価償却費および支払利息の額（＝課税上の利益）を取り戻す性質のものであるから、同様に不動産所得に分類すべきである、という説である⁵⁰⁾。取戻課税という考え方は、本件ローン債務免除益が課税対象となるべきことを主張する際には非常に有益である⁵¹⁾。また、所得金額の決定のみならず、所得分類の決定に当たっても、取戻課税の考え方は基本的に妥当する。過去のある所得分類の計算上控除した経費または将来生ずべき経費を補填する性格の収入は、原則として同じ所得分類とされるべきであろう（経費補填説）⁵²⁾。

しかし、本件ローン債務免除益は、過年度の原告らの不動産所得の計算上控除した減価償却費および支払利息の額を補填する性格のものではない。確かに、経済的

48) 小塚真啓「ノンリコース債務免除益の所得分類が争われた事例」ジュリスト1452号（2013年）9頁。

49) 小塚真啓「債務免除益の法的・経済的性質と所得分類」租税研究795号（2016年）74～103頁参照。

50) なお、福田氏も本件手数料免除益については同様の主張を行っている。福田・前掲注（47）339～342頁参照。もっとも、福田氏は若木氏のように令94条の解釈によってこのような結論を導くことについては慎重であることに注意。

51) 取戻課税（Tax Benefit Rule）と債務免除益課税について論じた米国の文献として、See Boris I. Bittker & Berton H. Thompson, Jr., *Income from the Discharge of Indebtedness: The Progeny of United States v. Kirby Lumber Co.*, 66 CAL L. REV. 1159, 1179-1182 (1978).

取戻課税の考え方は、債務免除益以外の収入の所得該当性についても妥当する。日本の所得税法においては、非課税とされる保険金および損害賠償金の金額から「必要経費に算入される金額を補てんするための金額」が除かれており（法9条1項17号および令30条括弧書参照）、これは取戻課税の一類型と考えられる（当該規定に付き、ライブドア賠償金事件（神戸地判平成25年12月13日判時2224号31頁）参照）。

実質としては、航空機の使用収益による減価および利息の支払いとして組合財産が減少したことが、ノン・リコース条項を通じて間接的に債務免除益の額に影響したと言えるかもしれない。しかし、判決において事実認定されているように、ノン・リコース条項には残債務を免除する旨の条項は含まれておらず、債務免除は法的には組合財産の減少から当然に帰結するものではなかった。従って、本件ローン債務免除益は過年度の減価償却費および支払利息の額と直接的な（収入額の算定上経費の額が考慮されている⁵³⁾等の）結びつきを持つとは言えない。過年度の減価償却費および支払利息と本件ローン債務免除益の関連性は非常に希薄であり⁵⁴⁾、本件ローン債務免除益は「補償として取得する」（令94条1項2号）ものではない⁵⁵⁾。経費補填説は本件においては根拠に乏しく、妥当とはいえないように思われる。

経費の補填という考え方をいなくとも、本件ローン債務免除益は不動産所得に該当するという議論は可能である。福田氏の議論のように、本件借入金は航空機のリース事業に参加したために借り入れたものであるから、不動産等の貸付けと関連

52) 令94条1項の解釈として経費補填説を肯定し、弁護士が得た弁護士事務所の立退料を事業所得と認定した裁判例として、東京地判平成25年1月25日税資263号順号12138参照。

53) 前掲注(52)の裁判例は、立退料の金額の算定にあたり、将来的に事業所得の必要経費に算入される支出の額がその算定の基礎となっていたという事案である。

54) 本件のように関連性が非常に希薄な収入について経費補填説を取る考え方は、他の判例と整合しないようにも思われる。最判平成27年10月8日判タ1419号72頁では、人格なき社団等の役員が得た債務免除益が給与所得と判示されている。この役員は人格なき社団等から得た借入金を有価証券取引や先物取引に用いており、その取引の失敗によって借入金の返済が困難となり、債務免除を受けた。当該取引から得る所得は継続的なものであり、所得分類は雑所得となつて思われる。仮に、責任財産が減少したことが間接的に債務免除益の額に影響したことをもって経費の補填と見るのであれば、当該事案の債務免除益についても雑所得とされて然るべきであろう。もっとも、責任財産限定特約のない借入金の債務免除である点や、「補填」されたのが不動産所得ではなく（損益通算の不可能な）雑所得の損失である点から、当該事案は本件とは事案を異にするといった議論も可能であろうと思われる。

55) なお、賃貸借契約の保証金の返還債務の免除益につき、令94条1項が適用されてその所得分類が不動産所得とされた裁判例として、東京地判平成21年7月24日税資259号順号11250、東京高判平成22年9月30日税資260号順号11523参照。もっとも、当該事案の債務免除は経費の補償としてされたものではなく、ここでの議論に直接関係はしない。

する収入として、その債務免除益も不動産所得に該当するとも考え得る。つまり、債務免除益の所得分類は、その借入れの原因によって判断すべきであるという考え方である（借入原因説）。そして、借入原因説こそ、本件ローン債務免除益について不動産所得該当性を主張するに当たっては説得的なものと思われる。

借入原因説について、不動産所得該当性についての先行する議論との整合性を検討したい。従来、所得を得た時点において不動産の収益権⁵⁶⁾が維持されていることが、不動産所得該当性の必要条件とされてきた⁵⁷⁾。前述したように本件と同じスキームによる航空機リースに係る課税関係が争いとなった航空機リース事件の第一審判決は、「上記のように条件が整ったリース契約を是認し、これに基づくリース料分配金を受け取ることは、まさしく所有権の内容である『収益』権能の現れと考えられ」る、「一般組合員が所有権の機能の重要な一部分である『処分』権能を有している」等の理由から、航空機リースに係る組合からの分配金を不動産所得としている⁵⁸⁾。また、債務免除益が不動産所得に分類された裁判例においては、課税庁からの主張として「本件債務免除の結果、原告は、不動産所得を生じる源泉としての本件不動産の所有を維持し、債務弁済能力を保持しているのであって、このことこそが本件債務免除額に対する課税の本質である」旨述べられており、課税庁が勝訴している⁵⁹⁾。当該事案は所得分類が主たる争いになったものではないが、不動産等の収益権（不動産所得の源泉）が維持されていることが不動産所得該当性の判断に当たり本質的な要素とされている。

このように不動産所得該当性の判断に当たって不動産等の収益権が要件とされる

56) なお、ここでは、不動産等に対する完全なる所有権が不動産所得該当性の必要条件であるとまでは述べていないことに注意されたい。不動産所得該当性に所有権の有無は必要条件ではないとする学説があるが（酒井克彦『所得税法の論点研究—裁判例・学説・実務の総合的検討—』（財経詳報社、2011年）110～119頁参照）、本研究はこれに反対するものではない。例えば、不動産の転貸（民法612条）により得た賃料は、所有者から転貸人が得た不動産の収益権の行使として、転貸人の不動産所得と解されるべきである。

57) 下記事例のほか、名古屋高判平成17年9月8日税資255号順号10120、国税不服審判所裁決平成25年4月19日裁決事例集91号11頁など参照。

58) 名古屋地判平成16年10月28日税資254号順号9800。

59) 仙台地判平成17年2月28日税資255号順号9945。

ことは、所得の人的帰属の議論として説明することが可能である。法12条は、所得の人的帰属に関する規定として、実質所得者課税の原則を規定している。この規定にいう「収益を享受する…者」については、法律的に収益が帰属する者を指すという見解（法律的帰属説）と経済的に収益が帰属する者を指すという見解（経済的帰属説）があるが、法的安定性の観点から一般的には法律的帰属説が妥当であるとされている⁶⁰⁾。そして、「法律的帰属説の下では、資産から得られる所得は、その資産の真実の権利者（所有者）に帰属する」⁶¹⁾と考えられ、「不動産の譲渡や賃貸から得られる所得は、その不動産の所有者の所得で」⁶²⁾ある。従って、不動産所得をある者が得たと考えるには、その者が不動産等を収益する権利を有していることが、納税義務者と所得を結びつけるものとして、一つの要件となる⁶³⁾。

以上の議論を本件に当てはめて議論したい。本件ローン債務免除益は債務免除によって生じたものであり、債務免除時点で原告らは貸し付けている航空機を売却済であるから、一見、原告らは本件ローン債務免除益を得た時点で不動産等の収益権を有さず、本件ローン債務免除益は不動産所得に該当しないようにも思われる。しかし、(2)③で述べたように、債務免除益は債務の消滅のみによって生じるのではなく、債務の発生および消滅によって生じるものと（少なくとも本件においては）解すべきである（借入金アプローチ）。従って、債務免除益の所得分類は免除時の

60) 清水敬次『税法〔新装版〕』（ミネルヴァ書房、2013年）70～74頁、金子・前掲注（42）170～172頁参照。なお、北野教授は、「真の法律関係に基づいて課税すべきであることは自明のことがらであって、税法の格別の規定をまつまでもない」（北野編・前掲注（30）28頁〔北野弘久執筆部分〕）旨述べる。

61) 佐藤・前掲注（44）296頁。谷口勢津夫「所得の帰属」金子編・前掲注（42）195頁、清水・前掲注（60）70～74頁も参照。所得税基本通達12-1も「資産から生ずる収益を享受する者がだれであるかは、その収益の基因となる資産の真実の権利者がだれであるかにより判定すべきである」旨規定している。資産性所得の一種である譲渡所得につき、真の所有者以外に行われた課税処分を無効たりうとした判例として、冒用登記事件上告審判決（最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁）参照。

62) 佐藤・前掲注（44）296頁。

63) 違法所得の人的帰属をどのように解するべきか、といった議論はあり得る。この点につき、違法所得の年度帰属における管理支配基準と同じく、所得を管理支配している者に所得が帰属すると解する見解として、谷口・前掲注（42）254頁参照。ただし、これは例外的な場合であって、適法に所得が得られた原則的な場合には、資産性所得の帰属者は真に資産の収益権を持つ者と解すべきである。

状況のみによらず、借入時の状況を加味して判断すべきである。本件借入金は、航空機を購入し、リース事業を営んだために借り入れられたものであった。本件ローン債務免除益は本件借入金という（債務と両建てになった現金の）形式のうちから、航空機の貸付けを営む組合の組合員である原告らに資産性所得である不動産所得として帰属していたと考えるべきである。

従って、仮に被告が主張していれば、本件ローン債務免除益は（経費補填説ではなく、借入原因説によって）不動産所得に該当すると判示されていた可能性はあったように考えられる。

④一時所得または雑所得該当性の検討—本判決の検討構造の是非

以上の検討により、本件ローン債務免除益は不動産所得に該当する可能性があったことが明らかとなった。しかし、本件においては、不動産所得該当性については争われていない。そこで、以下においては、本件で争われた一時所得または雑所得該当性について、本判決の判示を評価しつつ検討を行う。

一時所得と雑所得を区別するには、それら以外の所得分類に該当しないこと（除外要件）を前提とした上で、当該所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」であるか（非継続要件）、「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない」所得であるか（非対価要件）が問題となる⁶⁴⁾（法34条1項）。非継続要件および非対価要件を満たした場合には一時所得となり、いずれかを満たさない場合には雑所得となる。

まず、非対価要件については、本判決において当然満たすものとされている。原告は何ら銀行に対して役務の提供や資産の譲渡をしておらず、妥当と言えよう。より積極的に言えば、債務免除益については、非対価要件を常に満たす。何らかの役務の提供や資産の譲渡と引換えに債務が消滅した場合には、それは債務免除益を得たのではなく、役務の提供や資産の譲渡の対価（疑似的な債務免除益）を債務の消

64) このように一時所得の要件を3つの要件に区分する見解として、北野編・前掲注(30) 58～59頁〔三木義一＝奥谷健執筆部分〕参照。なお、要件の名称については、佐藤英明「一時所得の要件に関する覚書」金子ほか編・前掲注(41) 220～236頁に従った（もっとも、佐藤教授は非継続要件を更に2つに区分すべきとする。佐藤・同222頁参照）。

減という形式で得たと考えるべきである⁶⁵⁾。

次に問題となるのは、本件ローン債務免除益が非継続要件を充足するか否かという点である。この点については、ノン・リコース条項をどのように評価するかという点が主に問題となる。そこで、本判決が用いた規範を分析した上で、その当てはめにおいてノン・リコース条項がどのように関わるのかという点を検討する。

非継続要件については、本判決は馬券事件上告審判決⁶⁶⁾の規範を用いている。同判決は、非継続要件につき、「当該行為ないし所得の性質を踏まえた上で、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断」すべきものとしている。当該規範については、調査官解説において、(a) 所得や行為の本来の性質が本質的な考慮事項であるとは認められない、(b) 所得およびそれを生じた行為の具体的態様も考察すべきであるという2段階の判断構造を取っているものとされている⁶⁷⁾。(a) 所得や行為の本来的な性質については、「踏まえた上で」とされている以上、(b) 所得や行為の具体的態様という主たる検討の副次的な考慮要素とされているものと考えられるべきであろう。この点、佐藤教授は、(a) 本来「一時の所得」に該当する所得が、(b) (具体的態様として) 反覆継続して得られる場合を非継続要件は除外していると解しており⁶⁸⁾、同上告審判決も同旨であると考えられる⁶⁹⁾。また、(b) 所得や行為の具体的態様については、(i) 行為の

65) なお、本判決が非対価要件について偶発性との関連から詳述した点に意義があるとする見解として、伊川正樹「判批」税務QA168号(2016年)54～57頁参照。

本研究においては、非対価要件は債務免除益については当然に充足し問題とならないという立場を取っているが、念のため非対価要件についての判示についても検討する。本判決においては、非対価要件は一時所得の範囲を「一般に担税力が低いと考えられる一時的、偶発的に生じたものに限定する趣旨のもの」と解し、偶発性の有無がそのメルクマールとなるものとしている。しかし、租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強く働くことから、厳格な文理解釈が原則とされる(清永・前掲注(60)35頁、金子・前掲注(42)115頁参照)。「対価」という文言それ自体の検討を行わず、このように趣旨のみによって条文を解釈することは相当ではない。当該判示は非対価要件について一般的に妥当する解釈ではなく、限定的に解すべきである。

66) 前掲注(3)に同じ。

67) 楡井英夫「判解」ジュリスト1489号(2016年)101～104頁参照。

68) 佐藤・前掲注(64)227, 230～236頁参照。

69) 佐藤英明「判批」ジュリスト1482号(2015年)10～11頁参照。

態様（期間、回数、頻度など）および(ii)利益発生状況（規模、期間など）が判断材料となる。

以上のような規範を前提として、本判決の事実認定について検討する。まず、本件ローン債務免除益を「飽くまで本件ローン債務免除行為により発生したもの」と認定している点は、(a)所得が生じた行為の法的性質を踏まえたもの、と評価できる。従って、本件ローン債務免除益は原則として「一時の所得」に該当するため、(b)所得や行為の具体的態様が問題となる。「本件ローン債務免除益は、本件組合事業において、本件ローン契約やノン・リコース条項に基づいて当然に発生したものではなかった」と認定している点は、(b)(ii)利益発生状況を検討したものである。「実際、本件ローン債務免除行為は、本件組合事業において、1回限り行われたものであり、これによる本件ローン債務免除益も1回限り発生したものである」という認定は、(b)(i)行為の態様を検討しているものである。「ノン・リコース条項が問題となるということ自体が、事業終了時点で本件借入金の本件組合の組合財産を上回るなどの限定的な場合に発生する可能性があるものにすぎなかった」という事実認定は、上記要件のいずれに当たるか評価が難しいが、(b)(ii)利益発生状況について、利益発生蓋然性という論点で検討を行ったものと評価できる。この点は、一時所得が「一時的・偶発的利得」⁷⁰⁾とされる点と整合的と言える⁷¹⁾。従って、(b)所得や行為の具体的態様としても反復継続性が認められないため、本件ローン債務免除益は一時所得に該当する旨の判示が下されている。

上記当てはめから解るように、本判決は本件ローン債務免除益がノン・リコース条項の存在によって当然生じたものではないとした点に特徴がある。ノン・リコース条項の存在により債務免除が本組合事業の遂行上予定されていた旨主張した被告とは、ノン・リコース条項、すなわち責任財産限定特約の評価が大きく異なってい

69) 佐藤英明「判批」ジュリスト1482号（2015年）10～11頁参照。

70) 金子・前掲注（42）274頁。下線は筆者。

71) 一時所得該当性の判断に当たり偶発性という論点が考慮された裁判例として、大阪高判平成18年2月23日税資256号順号10327参照。

前掲注（65）で述べたように、非対価要件を偶発性という明文の定めがない要件に読み替える本判決に筆者は批判的である。しかし、利益発生偶発性を非継続要件の判断の一考慮要素とすることは有り得るものと考えている。

る。

被告の主張は、不動産所得該当説を主張する小塚准教授の見解とほぼ同旨である⁷²⁾。ノン・リコース条項があることにより、本件借入金のうち組合財産を超過した額については、銀行が弁済を受けられないことが明らかであった。従って、本件ローン債務免除益は債務免除以前から予定されていて、債務免除という一時の行為によっては何ら利益が移転していない、というものである。このような事実認定を行った場合には、仮に債務免除益が(a)所得が生じた行為の法的性質としては一時の所得に該当するとしても、(b)所得や行為の具体的態様としては、組合活動という継続的な行為において予定されていたものであるから、雑所得に該当する可能性は充分にある⁷³⁾。

しかし、債務免除益の額が債務免除以前から予定されていたという被告の事実認定は、通常の航空機リースの場面との比較の観点から難があるように考えられる。まず、通常の航空機リースは、本件のように債権者が債務免除を行うことはなく、リース料収入をもって債権者に対する借入金が弁済される。本件組合も、当初は本件借入金を完済することを予定していた。本件のように航空会社が倒産する等リース料収入が減少する特殊な場合には借入金の弁済が困難となるが、しかし、ノン・リコース条項の存在のみによってこのような特殊な場合が組合事業の遂行上予定されていたとは言えないであろう⁷⁴⁾。

また、リース料が減少した特殊な場合を前提としても、ノン・リコース条項の存在によって債務免除は予定されているものとは言えない。何故ならば、組合財産の

72) 小塚・前掲注(49) 74～103頁参照。なお、小塚准教授は本件判決につき課税庁の側で鑑定意見書を書いている(小塚・同 76頁参照)。

73) 本件ローン債務免除益は営利を目的とする継続的行為である航空機リース事業から得られたものとする見解として、林仲宣＝谷口智紀「判批」税務弘報 64 巻 5 号(2016 年) 146～147 頁、林仲宣「判批」法律のひろば 69 巻 5 号(2016 年) 54～55 頁参照。

もっとも、本件ローン債務免除益を航空機リース事業から生じたものと認定するのであれば、小塚准教授が主張するように、本来ならば不動産所得に該当すると考えるべきであろうと思われる。

74) なお、本件における航空会社の倒産は「平成 13 年 9 月 11 日に発生したアメリカ合衆国における同時多発テロ事件(航空機テロ事件)の影響を受け」たものである旨認定されている。

額がリース料減少後も増減するからである。本件においても、組合財産は最終的に航空機の売却代金1,700万ドルとなったが⁷⁵、航空機の売却価格はリース料減少時点では未知数である。

そして、仮に、航空機を売却して組合財産が確定した後債務免除が行われるまでの組合事業という非常に限定的かつ短期間⁷⁵⁾の事業によって債務免除益が生じたと考え、またこのような事業を「継続的行為」と呼ぶことができたとしても、本件ローン債務免除益はこのような事業から生じたものとは言えない。何故ならば、債務免除は債権者の単独行為であって⁷⁶⁾(民法519条)、債務免除が実際に行われるまで、債務免除が行われる額は未確定であるからである。実際、本件においても、小塚准教授が不可解と形容するように⁷⁷⁾、原告らは航空機の売却収入(=組合の全財産=責任財産)1,700万ドルのうち1,400万ドルのみを本件借入金の弁済に用いている。従って、航空機の売却から債務免除までの「組合事業」によって生じた額よりも300万ドル分多く原告らは債務免除益を享受しているのである。

以上のように、本件ローン債務免除益はノン・リコース条項の存在によって予定されているものとは何ら言えないのであるから、本判決の事実認定が妥当であると考えられる⁷⁸⁾。規範および当てはめについても、馬券事件上告審判決の規範を素

75) 本件においては、航空機の売却から債務免除までは1日間である。

76) なお、外国においては、債務免除を契約によりなされるものとする立法例も存在する(中田・前掲注(22)421頁参照)。

本件の債務免除についても、特にここで問題としている300万ドル分については、経済的実質としては債権者と債務者の間で航空機の譲渡収入を分配した結果免除されたものとも考え得る。そう考えれば、両者の意思が合致した上で債務免除が行われたのであるから、債務免除契約が結ばれたものとも考えることも可能であろう。しかし、本件で行われた債務免除は債権者である銀行の単独行為であって、法律上、原告らの意思表示は債務免除の原因となっていない。

77) 小塚・前掲注(49)82頁参照。

78) 以上の考え方を要約すれば、「債務免除益は債務が消滅するまで発生しない」というものとなろう。このような考え方は本件については妥当するものと筆者は考えている。債権が存在する限り、債権者は債務者に債務の履行を求めることができるのであって(請求力。中田・前掲注(22)61頁参照)、これは責任財産が限定されている(担保力が制限されている)こととは別個の問題である。債務が消滅した時点で初めて、債務者は弁済を請求されることなく、債務発生時の利益を受けるのである。

直に用いており、適切なものと言える。しかし、ノン・リコース条項の存在と本件ローン債務免除益を切り離して考えようとするあまり、本判決が(b)(i)行為の態様について債務免除のみを検討した点は問題があったように考える。(2) ③で述べたように、本件ローン債務免除益を全額課税対象と見るのであれば、債務免除益は債務の消滅のみによって生じるのではなく、債務の発生及び消滅によって生じるものと考えるべきである(借入金アプローチ)。従って、債務の消滅が一時に行われたとしても、債務が反覆継続して発生していれば、債務免除益は雑所得に区分しうるのであり、債務の発生時点についても検討を行うべきであった。

もっとも、債務の発生について検討したとしても、結論は変わらなかったように考えられる。何故ならば、本件借入金は組合結成時一度に借入れられたものであり、債務の発生の態様としても非継続性を有するからである。従って、本判決の結論は妥当である、と言えよう⁷⁹⁾。

しかし、責任財産限定特約のある借入金の免除一般についてこのような考え方が妥当するか否かについては、慎重な判断が必要であると考ええる。何故ならば、私法上有効に成立していても、税法上無視される債務が存在するからである。例えば、不当利得は包括的所得概念に含まれ所得課税の対象になると解されているが(利息制限法違反利息事件上告審判決(最判昭和46年11月9日民集25巻8号1120頁)参照)、この時不当利得返還債務は税法上無視されている。責任財産限定特約についても、例えば「責任財産を何ら要求しない」(つまり担保力を完全に放棄する)旨の特約を付して金銭消費貸借契約が結ばれた場合に「債務免除益は債務が消滅するまで発生しない」と言い切ることができるかは疑問である。むしろ、貸付時点で受益したものとして課税される可能性があるように思われる。

一つの解答となりうるのは、契約解釈によって債務の不存在を認定するという手法である。責任財産限定特約付金銭消費貸借契約という外観を持っていたとしても、その真の法律関係(当事者の真の意思)は贈与契約であり、債務は私法上有効に成立していなかった、と認定すれば、この問題は解決しうる。しかし、このような認定は非常に限定的な場合にのみ妥当し、私法上の債務が有効に成立していた場合には妥当しない。例えば、債務者が当該契約を有効と考えて弁済をしていた場合、債務は有効なものとしているのであり、契約解釈という手法は妥当しない。

私法上は有効な債務の存在が税法上無視されうるという点は、そもそも(2) ③で述べ、本研究が基本的に従った)借入金アプローチという考え方が妥当であるのかという点も含め、債務免除益課税における債務の意義という大きな枠組みの中で論じられるべきである。しかし、本研究はあくまで判例研究であるから、これには立ち入らない。

79) なお、借換えを頻繁に行っているなど、債務が継続的に発生していた場合には、本件

なお、注意しなければならないのは、本件ローン債務免除益が本件組合事業に関連して発生したとしても、それは一時所得該当性について何ら影響を及ぼさないという点である。このような見解は既に本件国税不服審判所裁決の評釈においてハツ尾教授が主張しているところであるが⁸⁰⁾、一時所得の要件についての佐藤教授の論稿の中でも、「非継続要件は、『何らかの継続的行為に関連して一時の所得が得られる場合』を一時所得の範疇から除く趣旨ではな」⁸¹⁾ い旨述べられている。

(4) 総括

本件ローン債務免除益は、不動産所得に該当する可能性が高いように考えられる。しかし、本件で争われた一時所得または雑所得該当性という論点から言えば、一時所得に該当する。従って、全面的な賛同はできないものの、本判決は妥当であると考ええる。

筆を置くにあたり、2点指摘しておきたい。1点目は、債務免除益の所得分類という論点の複雑さである。本判決が出た後、最高裁判所において、債務免除益の所得分類が争われた⁸²⁾。当該事案においては、人格なき社団等の役員が得た債務免除益につき、控訴審判決で債務免除益が給与所得に該当しないと判示され（従って一時所得に該当するものと思われる）、上告審判決では債務免除益が給与所得に当たると判示された。この点、本研究で論じたように、債務免除益の所得分類について

ローン債務免除益は雑所得に該当する可能性があったように考える。このような結論は債務免除益という所得の性質および所得分類の議論から導かれる自然な結論であるが、一方で、この結論は担税力の考慮という所得分類の趣旨に合致しないようにも思われる。借換えを頻繁に行っている者は、一つの債務を負い続けている者に比べ、財政状態は劣悪である場合が多いであろう。しかし、ある所得が一時所得ではなく雑所得に分類された場合、通常は（本件と同じく）税額は増加する。これは、一時所得は担税力に乏しいと考えられ、特別控除額（法34条3項）や二分の一課税（法22条2項2号）の制度が設けられているからであるが（金子・前掲注（42）276頁参照）、継続的な所得の方が一時的な所得に比べ担税力が高いとどのような場合にも言えるのか、検討が必要であると考ええる。

80) ハツ尾順一「ノンリコースローン等の債務免除益と所得区分——一時所得か雑所得か——」税法学566号（2011年）455頁参照。

81) 佐藤・前掲注（64）235～236頁。

82) 前掲注（54）に同じ。

は本来ならば債務の発生および消滅という債務免除益が発生する2つの要素について検討を行う必要がある一方で、そのような検討手法が未だに定着しておらず、裁判所の判断が分かれていることが示唆される。

2点目は、「債務免除益」という所得の多様性である。小塚准教授が着目したように、ノンリコース債務の免除益はリコース債務の免除益に比べて経済的な性格として異なる点が多い。金融商品の多様化に伴って様々な性格の「債務」が生じている中で、債務が対価性なく消滅した場面における課税問題を「債務免除益」という一つの類型の中で処理することが妥当であるのか、今後検討を行っていく必要があると考える。

* 本研究は JSPS 科研費 16J06971 の助成を受けたものです。